指定管理者管理運営状況検証調書①

令和2年7月27日

施設名	香川県社会福祉総合センター	所在地	高松市番町一丁目10-35	
施設所管課	健康福祉部健康福祉総務課	施設所管課 地域福祉グループ 連絡先 087-832-3259		
指定管理者名	公益財団法人のがわ健康福祉機構	指定期間	平成28年4月1日~ 令和3年3月31日	

指定管理者が行う業務

2 施設の利用状況等 (単位:%)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	元年度	59.4	59.7	80,0	74.2	62.9	66.1	67.2	77.8	64.3	59.5	79.9	31.2	65.2
利用者数	30年度	53.9	59.7	75.0	68.8	57.0	66.7	69.9	75.6	58.9	60.7	71.4	72.6	65.9
(稼働率)	29年度	45.0	53.8	75.6	71.5	62.9	68.3	66.7	77.8	58.9	59.5	77.4	76.3	66.1
	28年度	49.4	58.6	72.8	69.9	62.9	58.3	58.6	65.0	64.9	58.9	79.8	69.4	64.0
	導入前	52.2	56.5	71.1	65.6	55.9	68.3	65.1	70	53	60.7	81.5	69.9	64.1

(単位:千円)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	元年度	3,755	4,690	4,574	3,915	3,886	6,675	2,587	4,052	3,095	3,516	4,181	2,339	47,265
	30年度	3,344	4,006	3,933	3,802	3,529	4,112	3,797	5,025	3,426	3,125	4,010	3,271	45,380
(使用料)	29年度	2,272	3,700	4,271	4,026	3,487	3,639	4,152	4,782	2,851	3,412	4,372	3,555	44,519
	28年度	2,953	3,247	4,083	3,783	3,823	4,351	3,318	4,112	3,354	2,896	4,146	3,464	43,530
	導入前	2,668	3,762	3,893	3,977	3,772	3,806	3,685	4,532	3,112	3,626	4,473	3,943	45,248

利用者からの意見への対応

1階受付に常勤職員を配置し、利用者からの意見・要望があった場合は組織全体で情報を共有して速やかに 利用者意見の 対応するようにしている。 また、ホームページから常時利用者がアンケートを送信できるようにしており、平成30年4月からは寄せ 把握方法

られた意見と回答をホームページ上で公表し、利用者の意見を今後の運営に一層活かすようにしている。

利用者からの積極的な評価

ホール、リハーサル室、楽屋を利用しましたが、モニターが映らないときは迅速に対応していただき、ありがとうございました。

センターの会議室は冷房がよく効いており、お客様目線のサービスは素晴らしいです。

施設利用後、自転車の鍵を溝に落としたことを管理の方に伝えると、雨の中を笑顔で拾ってくれました。本当に助かりました。

利用者からの苦情・要望	対応状況
1階にコインロッカーを設置してほしい。	1階県民サロンにコインロッカーを設置(H29.3)し、利便性の向上を図った。
和式トイレを洋式にしてほしい。	7階女子トイレ2箇所(H30.1)、6階女子トイレ1箇所 (H31.1)、1階女子トイレ1箇所(R1.7)を洋式に変更する など、順次洋式トイレを増やしている。
1階のなんでも館やソファーコーナーの照明が暗い。	なんでも館のダウンライトをLEDに交換(H29.6)するとともに、ソファーコーナーにも照明を設置(H31.2) した。
6階の研修室に常設のプロジェクターがあればよい。	天井吊り下げ式100インチビデオプロジェクターを設置 (H30.10) した。
受付担当者の応対や勤務態度を良くしてほしい。	多くの方に気持ちよくセンターを利用していただけるよう、接 遇研修を行うなど、職員指導の徹底に努めている。
福祉ライブラリーにおいて購入希望の資料について、購入した場合は希望者に連絡して1週間取り置きしてほしい。	県と協議して、R2年度から希望どおり対応するようにした。

4 管理運営状況の評価

項目	細項目	指定管理者による自己評価	施設所管課の評価		人事·行革 課の評価
	利用許可	や香川県社会福祉総合センター規則 等に基づき、利用許可の手続は適正	・利用許可の手続については、根拠法令である「香川県社会福祉総合センター条例」及び「香川県社会福祉総合センター規則」に基づき適切に処理されており、関係書類についても適切に保存されている。 ・利用が福祉目的の場合の使用料の減免については、当該減免規定に基づき、適正に処理されている。		
適正な管理運営の確保の状況	保守点検及び 維持管理	切な管理に努めるとともに、点検業者との連携に努め、建物及び設備の安全性の確保に万全を期している。 ・点検費用についても、長期継続契約等により、その抑制を図っている。また、建築基準法による建物・設備の定期点検も行っている。	・ 法定点検の委託先の選定に当たっ	A	Α
	安全性の確保	・常駐警備員による1日3回の館内定期巡回、よる1日3回の館内定期巡回、よる1日3回のの適を内定期巡回警備を見たに駐車場等の安全る。異常に最大限の第12日間では、1年期に、1年期に、1年期に、1年期に、1年期に、1年期に、1年期に、1年期に	・ 意偏貝の巡回は、 T 日 3 回行うな		

T.			•		
適正な管理運営の確保の状況	物品•備品管理			Α	А
法令等の	法令等の遵守	・香川県行政手続条例及び香川県社会福祉総合センター条例・規則等でができる。 基づいて、利用許可、利用料金の収、減免等を適切に行っていき、必要を適切に行ってき、必要な報告を適正に行ってうことが困難である業務については、県の承認である業務については、東門業者に再委託している。	品の管理状況報告書、毎月の利用状況等、包括協定やその他契約において定められた提出書類は、いずれも期限内に提出されており、その内容も適正なものであった。	Δ	A
遵守等	職員配置	午後9時と定められているので、業務に支障がないよう、毎月の勤務表を作成し、ローテーションにより適正な人員配置を行い、適切な施設管理ができるようしている。また、サービスの向上を図るため、職員全	・各部には専門知識を有する人材を配置し、福祉業務に係る諸業務に対応している。 ・休館日は年末年始の休日のみであり、それらを除く毎日の業務に対応するため、応援体制を加味した月ごとのローテーション表を作成しており、多岐にわたる業務、夜間・休日等を含む変則的な勤務時間帯の業務)	
	緊急時の体制	・ビル管理を委託しているビル管理会社、各入居団体、香川県及び職員の非常連絡網を定め、緊急時に対応出来るような体勢を整えている。・地震・火災等の避難に備え、各部屋に避難経路の表示をすると共に、避難訓練を区分所有者を含め合同で年2回実施している。・人命救助に関し、AED及び訓練用人形を使い、人工呼吸等の訓練を年1回実施している。	・入居団体や、委託先、県を含む非常連絡網を作成し、全入居団体に配		
	県の指示事項 への対応	県からの指示には、その都度、迅速 かつ適切に対応している。	施設の管理運営の改善に関する指示 や臨時の書類提出の指示に速やかに 対応できている。		

法令等の 遵守等	個人情報の保 護	公の施設の管理者として、「個人情報の保護に関する規程」を設け、個人情報の取り扱いについては、厳格な管理を実施している(パソコンの暗証番号の設定、持ち出しの禁止、セキュリティソフトの導入、サーバーSSL化等)。	・個人情報の含まれた書類等は施錠	А	Α
労働関係法令 遵守の状況	労働関係法令	・高松労働基準監督署に「時間外労働及び休日労働に関する協定書」の届出をしている。 ・香川県と「職員の派遣に関する協定書」及び「派遣職員を定める協定書」の締結をしている。 ・労働条件は明示している。 ・対働条件はは規定している。 ・賃金、時間外、休日及び割増賃金は適切に支払っている。 ・衛生委員会はしていないが、一年に1回定期健康診断及び特定保健指導を実施している。	・労働時間、賃金等の事項について、労働者に雇用条件通知書を交付している。 ・就業規則を作成し、労働基準監督署長へ届け出ている。 ・労働時間は、週の法定労働時間(38時間45分)内で定められている。	Ъ	Δ
利用者サービスの状況	利用者数の状況	・貸室は、28年度4,626件、29年度4,603件、30度4,790件、元年度4,816件。 ・福祉ライブラリーの貸出利用人数は28年度7,322人、29年度7,484人、30年度7,246人、元年度7,203人。 ・健康プレイルームは28年度5,854人、29年度5,204人、30年度4,674人,元年度4,846人。。過去4年間の利用状況向にあとっては、4年間でがが増加傾の利用とている。福祉ライブリーにが利用している。グループリーに入が利用している。グループリーに入が利用している。グループリーに入が利用している。グループリーに入が利用があり好評を得ている。・なお、今和2年3月の稼働率が前年度と比較して約40%減、令和2年3月の利用料金収入が前年度と比較して約93万円減となったのは、新型コナウイルスの感染予防した対り3万円減となったのは、新型コナウイルスの感染予防のために会議等が中止になりキャンセルが多く出たためである。	・平成28年度以降の現在の指定管理期間中、施設の稼働率、利用料金収入ともに、概ね増加傾向を維持している。特に高齢者疑似体験については、出前講座を実施したり、小学生用の疑似体験セット貸し出しなども行っており、利用が増えている。 ・令和元年度において指定管理移行後、最高額の収入をあげており、今後も有効な方策については継続し、さらなる利用率の向上が期待できる。	А	Α

	利用促進	りやすくなるようにホームページを 随時見直ししている。 ・ライブラリーについては、新着図 書の特設コーナーを設け、利用者の 目に付くようにしたり、福祉ライブラリーニュースを毎月発行するな ど、利用増につなげている。 ・福祉用具展示室については、「福 祉用具なんでも館通信」を毎月れームページに掲載して利用者増につな げている。	・ホームページで利用者に対するアンケートを受け付けており、利用者からの要望や意見を積極的に吸い上げ、満足度の向上を図り、利用者数の増加につなげている。 ・アンケートからも好意的な意見や管理運営を評価する意見が見受けら		
利用者サービスの状況		・貸室では、	・貸室事業においては、を打化した、 ・貸室事業を進めている。また、に 開者の目線に立ち、設備を快りります。 用もらえるよう可能な限り・・交換して対したで換して対したでででででででででででででする。 をでするようでは、対応には、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	A	A
	利用者満足度調査	・平成26年12月からホームページにおいて満足度に関するアンケートを受け付けて、利用者満足度の把握に努めている。なお、改善が必要な事項については、財団独自のものと県への協議が必要なものとに分類し、対応している。	・企業の研修などリピーターも多く、利用者の満足度は高水準にあると認められる。 ・利用者に対するアンケートを実施しており、利用者の要望の把握に努めるとともに、速やかに案件に対応し、利用者数増加に努めている。		

利用者サービスの状況			の周知徹底が図られている。 ・困難な要望についても真摯に検討し、改善の可否判断を迅速に行い、利用者サービスの向上に努めている。 ・職員の接遇については、講師を招いての帳害施、希望した職員を外部研修に参加させるなど、利用者満足度の向上に努めている。 ・施設の概要や貸室利用について記載し、施設の利用促進を図っている。 ・ホームページにおいても、施設や貸室利用についての情報を掲載し、施設の空き状況を6カ月先まで向上に初かる。	A	Α
	経費節減の取 組	費、各種契約金等)の節減はもとより、各階通路部分の消灯や、点灯時間や利用頻度の多い貸室電灯をLED電球に取替えるほか、昼休み時間の事務室の消灯を徹底するなど消費電力の削減を行っている。	・委託契約や物品購入の際には、相 見積りを取るなど、日常業務におい ても経費の節減に努めている。 収支の状況が費目(事業費、管理運		
	収支の状況	配分をもとに、補助簿(予算差引 簿)により、各項目の収支を適切に 管理し、収支の均衡を図っている。	おり、過去の実績からの収支の増減 状況の把握についても適切に実施されている。		
収支の状況	会計処理の状況	予算全体の管理、収入管理、支出管理を担当する職員を配置して、適正に行っている。 ・会計事務について、財務規程を整備し、ルールに沿って適正に行って。 ・時に、公益会計基準に従い、専用ソフトの導入により適切に行っている。 ・現金、預金通帳、印鑑の保管管理について、取扱保管責任者を現金、預金通帳、印鑑面により定め、適正に管理を行っている。 ・税務関係について、より正確に行	・財務規程を整備し、それに基づき、出納帳等の帳簿の作成、書類の保管が適正に行われている。 ・現金については、毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合しており、預貯金については、毎月末日、取引金融機関の残高と帳簿残高とを照合するなど、出納管理は適正に行われている。また、現金等は財務規程に基づき、金庫で適切に保	A	A

《評価指標》 S: 従前の管理水準や仕様書等に定める水準を上回っている。 A: 従前の管理水準や仕様書等に定める水準を実施している。

B: 従前の管理水準や仕様書等に定める水準を概ね実施しているが、一部改善を期待する部分がある。 C: 従前の管理水準や仕様書等に定める水準を下回っている。

	施 設 所 管 課 の 評 価	人事·行革 課の評価
総合評価	・施設管理の面では、包括協定や条例、規則等の遵守はもとより、安全管理・利用促進・経費節減の各面において実績が顕著であり、指定管理者として求められる要件を十分に満たしていると認められる。 ・また、法令等の遵守の面でも特段の問題点は見受けられず、サービス水準の向上の面では、利用者に対するアンケートの実施や、要望及び苦情を速やかに検討し、その対応を職員間に周知徹底するなどの利用促進及び満足度向上に向けた取組で実績を上げており、高く評価できる。	А

《評価指標》 S:適正であり、優れた実績をあげている。 A:適正である。 B:概ね適正であるが、一部改善を期待する。 C:改善が必要である。